

行田羽生資源環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則

令和4年4月1日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、行田羽生資源環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年条例第9号。第3条第2項、第4条第2項及び第5条において「条例」という。)第14条の規定に基づき、行田羽生資源環境組合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の除斥)

第2条 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(手続の併合又は分離)

第3条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、条例第6条第4項に規定する審査請求人等(第5条において「審査請求人等」という。)にその旨を通知しなければならない。

(諮問した実施機関の申出)

第4条 諮問した実施機関は、行政情報に記録されている情報又は個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第6条第1項の規定により当該行政情報又は個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問した実施機関の意見を聴かなければならない。

(審査請求人等の意見の聴取)

第5条 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について、条例第6条第4項の規定により鑑定を求めようとするときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がない

と認めるときは、この限りでない。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。